

馬を飼っておられるみなさまへ

馬伝染性貧血についてのお知らせ

◆ 馬伝染性貧血の法定検査が終了します。

わが国では1970年代から摘発淘汰方式により馬伝染性貧血の清浄化を進め、1993年以降は宮崎県での野生馬の感染※を除き発生が確認されておらず、清浄化が達成されました。

※2011年に野生馬である御崎馬の群で発生。

◆ 今後は、自主的な検査に移行します。

このことを受けて、今後は馬を輸入する際の着地検疫期間中に馬の所有者が民間の検査機関に依頼して自主的に検査を受けることとなります。

そこで、所有者の負担を軽減するため費用の一部を補助します。

・補助の要件

- ①平成30年以降に輸入された馬
- ②平成30年4月以降に受ける検査
- ③輸入後、原則として少なくとも1か月の間隔をあげ、着地検疫期間中に実施

・補助額

民間検査機関に支払った検査料のうち、1頭当たり上限5,000円

・補助に関するお問い合わせ先

(公社)京都府家畜畜産物衛生指導協会南丹支部
(南丹家畜保健衛生所内)

<自主検査の依頼先>

一般財団法人 生物科学安全研究所
神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11
TEL 042-762-2775 FAX 042-762-7979

京都府南丹家畜保健衛生所

((公社)京都府家畜畜産物衛生指導協会南丹支部)

TEL:0771-42-3308(夜間・休日も転送機能で連絡可能)